

## 第21回 静岡市地域公共交通会議 本会議 議事録

日時： 令和6年3月14日(木) 14:00～14:55  
場所： 静岡市産学交流センター小会議室1、2  
出席委員： 21名  
川口委員(会長)、中村(満)委員、中村(直)委員、中山委員代理(田宮委員)、堀内委員、藁科委員、野原委員代理(池田委員)、佐野委員、根来委員、上野委員、中村(真)委員、稲垣委員、山田委員、杉本委員代理(齊藤委員)、杉村委員代理(鈴木委員)、神保委員代理(亀井委員)、原田委員、荻野委員代理(高井委員)、廣津委員代理(平野委員)、朝比奈委員、松浦委員(副会長)  
欠席委員： 5名  
久保田委員、岸委員、杉山委員、知久委員、杉本委員  
事務局： 8名  
静岡市交通政策課 望月課長、戸塚課長補佐、鈴木係長、渡邊主査、山本主査、市川主任技師、漆畑主任主事、宮本主事

- 次第：  
1 開会  
2 協議  
    (1) 運賃協議分科会の設置について  
3 報告  
    (1) 静岡市地域公共交通計画(検討中)に関する意見交換について  
4 その他  
5 閉会

### 開会

事務局： 令和5年度静岡市地域公共交通会議第21回本会議を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、静岡市交通政策課の鈴木と申します。  
【配布資料の確認】

これからの進行については、静岡市地域公共交通会議規約の第6条第2項の規定に基づき、会長である静岡文化芸術大学の川口先生にお願いします。

川口会長： まず、本日の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局： 本会議の委員26名のうち、代理の方も含めて出席者は21名です。規約第8条第2項の規定により、過半数の出席となっており本会議が成立していることを報告します。出席名簿と座席表をもってご紹介に代えさせていただきます。  
なお、静岡南警察署の代理出席者について、鈴木様から杉村様へ変更しておりますことを申し添えます。

川口会長： 本日の傍聴人はおりますでしょうか。

事務局： 本日の傍聴人は、おりません。

川口会長： 規約第 10 条第 2 項に基づき、署名人を指名します。署名人は、「信興バス株式会社 佐野様」、「商業組合静岡県タクシー協会静岡支部 根来様」、お願いします。

**協議（1）運賃協議分科会の設置について**

川口会長： 協議（1）「運賃協議分科会の設置について」、説明を事務局からお願いします。

**【主な説明内容】**

（資料 1、別紙 1-1～4 に基づき事務局から説明）

**○運賃協議分科会の設置**

- ・ 交通会議と運賃協議分科会における協議の順序として、まず、交通会議にて運賃以外に関する運行内容を協議する。次に、運賃協議分科会にて当運行内容に関する運賃を協議する。
- ・ 交通会議との関係性について、運賃協議分科会は協議会における協議結果を交通会議へ報告する。
- ・ 運賃協議分科会設置要綱（案）を説明。

**○交通会議規約の改正**

- ・ 規約第 3 条（1）から、運賃の協議に関する記載を削除し、新たに運賃協議分科会に関する条項を追加する。
- ・ 規約第 2 条における「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の略称について、活性化再生法から地域交通法へ変更する。
- ・ 交通会議規約（案）を説明。

**【質疑応答】**

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

<質問なし>

川口会長： では、本件について賛成する委員は挙手をお願いします。

<過半数以上の挙手>

**「運賃協議分科会の設置」について、本会の承認を得た。**

**報告（1）静岡市地域公共交通計画（検討中）に関する意見交換について**

川口会長： 報告案件に入ります。報告（1）「静岡市地域公共交通計画（検討中）に関する意見交換について」、説明を事務局からお願いします。

**【主な説明内容】**

（資料 2、別紙 2-1～2 に基づき事務局から説明）

**○地域公共交通計画の概要版について**

- ・ 公共交通事業のポリシーの説明

- ① 「目指すまちの姿」や「市民の暮らしの満足」へ導くための手段の1つとして効果的に機能する公共交通を提供する。
  - ② 「都市交通」、「生活支援交通」をそれぞれ大別して政策を行う。  
 都市交通の役割：まとめて運ぶ効率的な交通手段  
 生活支援交通の役割：主に郊外・中山間地のマイカーを自由に利用できない市民の生活の質を確保する手段
  - ③ 「都市交通」では交通事業者が公共性と事業性の両面で活躍することを行政が支える。  
 「生活支援交通」では行政の責務として住民の生活に不可欠な活動機会を確保するとともに、地域が自らのために実施する交通を共に創る。
- ・ 地域公共交通計画の目的、目標、実施施策、指標を説明。

○スケジュールの確認

- ・ 地域公共交通計画案の策定時期は、令和6年9月頃を予定する。
- ・ 網形成計画の事業評価は、引き続き令和6年度も実施する。

【質疑応答】

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

中山委員代理： 生活支援交通の施策である運行状況のモニタリングに関しての意見です。  
 ・ 目標にて「マイカーが無くても生活に不可欠な活動ができる移動手段を提供する」を掲げていますが、施策内容は運行に係る費用や乗車人数の把握となっています。運行の効率性のみにて評価するのではなく、郊外・中山間地の住民がどれほど暮らせるようになったのか、少ない乗車人数であっても運行を必要とする住民が存在することを考慮し、福祉的な項目を導入すべきと思われます。

事務局： 評価の項目については、高齢者の買物弱者などの福祉的な項目も含め、市役所内部の福祉部局や中山間地振興を所管する経済局とも議論を行った上で、委員の皆さまが納得できるモニタリングに向けて検討していきます。

原田委員： 指標について、毎年進捗管理を行うことについては、素晴らしいことだと思います。  
 ・ 網形成計画ではアンケートや調査を実施しない場合、評価できない項目も多かったと認識します。地域公共交通計画では、収集しやすいデータを基に毎年評価することをお願いします。

事務局： ご意見のとおり、毎年評価可能な指標になるよう検討していきます。

川口会長： 以上で本日の議題について終了します。進行を事務局に戻します。

その他

(1) 長田地区コミュニティバス  
 (資料3に基づき事務局から説明)

- ・ 前回の交通会議 (R5. 12. 22) にて、新たなコミュニティバス及び丸子小坂線の廃止について、承認を得た。

- ・その後、長田地区コミュニティバスの運行事業者である KMS バスが道路運送法第 21 条の申請や運行準備を進め、令和 6 年 4 月 1 日から運行開始することとなった。
- ・ KMS バスから、路線図と時刻表を提供していただいたため、配布させていただく。

## (2) 退出申出路線等

### (事務局から説明)

- ・ 前回の交通会議 (R5. 12. 22) にて、①退出申出路線 (竜爪山線、国道東静岡清水線、東新田下川原線、用宗線) については、継続協議とすること、②単独継続困難路線については、市補助などにて継続運行すること、③市自主運行バスについては、継続運行することなどについて、ご審議いただいた。
- ・ 上記の協議結果については、県生活交通確保対策協議会 (R6. 2. 22) にて承認された。

## (3) 2024 年問題への対応状況

### (事務局から説明)

- ・ 市内の運行路線については、しずてつジャストラインが一部路線のダイヤ改定により減便等を実施した (R6. 1)。
- ・ その後、しずてつジャストラインは運転士の勤務状況の検証により、再度ダイヤ改定を実施するとのことである (実施時期：R6. 4)。
- ・ その他の運行路線については、日本平自動車、山梨交通、市自主運行路線の改定はない。
- ・ 2024 年問題への対応として、大幅な減便や路線廃止などが実施される地域もあるが、市内の路線バスについては、各バス事業者のご協力により大幅なダイヤ変更などは無く、4 月を迎えることとなる。
- ・ しかし、今後も運転士不足の状況は継続していくため、退出申出路線への対応を含めて、バス事業者と協議を実施し、進めていきたい。

### (薬科委員 (しずてつジャストライン(株)) から補足説明)

- ・ 運転士不足や労働時間の規制強化により、1 月 16 日付にてダイヤ改定を実施し、減便した。利用者さまには多大なご不便をおかけすることとなり、非常に心苦しいところであるが、法令を遵守するための苦渋の選択であることをご理解いただきたい。
- ・ 1 月 16 日付のダイヤ改定について検証してきたところ、確実に法令を遵守するためにはもう少し減便を実施しないと厳しい状況であることが判明してきた。そのため、4 月 1 日付のダイヤ改定にて、1 月よりも小規模の減便を実施する予定である。
- ・ 弊社では、運転士の確保を事業実施における最優先の課題と捉えて、処遇改善を含めて様々な施策を実施しているところであるが、運転士の確保に至っていない状況である。また、運転士の高齢化も進んでいる状況の中で、運転士の確保は今後益々厳しくなると予想される。
- ・ 運転士の確保については、最大限努力するが、状況に応じて今後も減便等の施策を実施せざるを得ないことについて、ご理解いただきたい。

(4) 会議資料 市ホームページへの掲載

(事務局から説明)

- ・ 前回の交通会議 (R5. 12. 22) における会議資料等については、市のホームページへ掲載済みである。
- ・ 本日の会議資料についても準備が出来次第、掲載する。

**事務連絡・閉会**

事務局：事務連絡です。規約第 10 条第 2 項の規定により、川口会長と「信興バス株式会社 佐野様」、「商業組合静岡県タクシー協会静岡支部 根来様」、には、議事録への確認及び署名をお願いします。

事務局：それでは、令和 5 年度静岡市地域公共交通会議第 21 回本会議を終了します。本日は、お忙しい中、ご出席していただき、ありがとうございました。

会 長 川口 宗敏

署名人 佐野 明弘

署名人 根来 晃司